資料２－１

公開プロセスの実施について

１．公開プロセスの進め方

（１）実施時期　【行政事業レビュー実施要領 第２部 ３（４)①】

平成２９年６月２３日（金）実施

（２）実施体制　【行政事業レビュー実施要領 第２部 ３（２)①】

文部科学省選任の外部有識者３名と行政改革推進会議選定の外部有識者３名、計６名で点検を実施。取りまとめ役は文部科学省選任の外部有識者が務めるものとする。

（３）事前勉強会及び現地視察の実施等　【行政事業レビュー実施要領 第２部 ３（３)】

いずれも６月上旬に実施

（４）議事の進行等　【行政事業レビュー実施要領 第２部 ３（４)②③④】

文部科学省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）の統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。またインターネット中継を行うとともに、結果及び議事録を事後に公表することで公開性を担保する。

（５）所見欄への記入　【行政事業レビュー実施要領 第２部 ３（４)⑧】

チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入する。

（６）結果の取扱い　【行政事業レビュー実施要領 第２部 ３（５)】

文部科学省は、概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たすものとする。

２．点検の観点　【行政事業レビュー実施要領 第２部 ３（４）⑤】

公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけではなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から、熟議型により行うこととする。

外部有識者は、事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」「事業全体の抜本的な改善」「事業内容の一部改善」「現状通り」のいずれかに投票する。

区分	基本的な考え方
廃止	「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合
事業全体の抜本的な改善	事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
事業内容の一部改善	より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合
現状通り	特段見直す点が認められない場合等

３．対象事業選定の考え方（案）

〔資料２－２参照〕

資料２－２

公開プロセス対象事業の選定の考え方

公開プロセス対象事業については、下記に基づき、外部有識者の意見等を踏まえた上で、候補の選定を行うものとする。

記

１．選定の対象となる事業【行政事業レビュー実施要領第２部　３（１）①】

外部有識者点検対象事業の中から選定することとし、幅広い候補事業を外部有識者会合に示したうえで、絞り込みを行うこととする。

２．選定の基準

原則１億円以上で、以下の基準のいずれかに該当する事業。

【行政事業レビュー実施要領第２部　３（１）①③】

ア．事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ．長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ．事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ．現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ．その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの

３．選定数

７事業

４．選定方法（案）

本日の説明や議論を踏まえ、委員による熟議をもって選定する。